

# 横浜市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱

全部改正 令和3年3月31日経商第2980号（局長決裁）

## （目的）

- 第1条 この要綱は、商店街にある空き店舗の活用及び流通を促進し、効率的な店舗誘致による商店街の空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化に資することを目的として交付する商店街空き店舗活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
  - (2) 「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
    - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体
    - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体
    - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体
    - エ その他アからウまでに掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街団体
  - (3) 「空き店舗」とは、横浜市内の商店街に所在し、店舗として賃貸できる状況にありながら別表1に定めるとおり一定の期間、商業活動が行われていない店舗とする。ただし、百貨店、駅ビル等大型商業施設のテナント型店舗は除く。
  - (4) 「登録店舗」とは、前号に定める店舗のうち、商店街空き店舗登録要領（平成29年3月31日経商第815号）第3条の定めにより登録されたものとする。
  - (5) 「空き店舗改修枠」とは、空き店舗の所有者である個人及び事業者、又は空き店舗を賃借・改修し商店街の活性化等を見込む事業を自ら実施する商店会者が活用できる事業枠とする。
  - (6) 「登録店舗開業枠」、「開業支援枠」とは、空き店舗を活用し、一定の条件を満たして商店街の活性化に資する事業を開始する者を誘致する事業枠とする。
  - (7) 「事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に基づく中小企業者（以下「中小企業者」という。）又は各種団体で店舗経営を行う者若しくはこれから行う者とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。
    - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う者
    - イ みなし大企業
    - ウ 政治活動及び宗教活動を行う団体
  - (8) 前号イの「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者とする。
    - ア 一の大企業（中小企業者以外の者。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している場合
    - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
    - ウ 役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

## （補助対象者）

- 第3条 補助対象者は、別表1に定める事項を満たす者とする。
- 2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納している者
  - (2) 過去3か年度内に当該補助金の交付を受けている者
  - (3) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (4) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下 この項において同じ。）

(5) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(6) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、別表1に定めるとおりとする。ただし、補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

2 国等から同趣旨の補助金を受ける場合は、補助の対象外とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、商店街空き店舗活用事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に別表2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて、添付書類を省略又は追加を求めることができる。

2 原則として、交付申請書の提出は、事業開始前に行うものとする。ただし、市長が事業開始前に申請することが困難であると判断した特別な事由に限り、事業開始後の申請を行うことができる。

3 補助金規則第24条ただし書に規定する市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わないことができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市内事業者によらない場合

ア 事業の特殊性・専門性から、市内事業者では施工・調達が困難であると市長が認めたとき。

イ その他、工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。

(2) 市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わない場合

ア 公共事業と一体的に行う補助対象施設の整備事業で、施工内容や整備工程上、公共事業の施工業者と契約する必要があると市長が認めたとき。

イ 特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約する場合、明らかに高額であると市長が認めたとき。

ウ その他、工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。

4 市長は、申請書類の一部又は全部を、申請者の同意の上で、必要に応じて関係機関へ提供することができる。

5 関係機関は、書面等により知り得た情報を公表及び第三者に公開してはならない。ただし、横浜市が公表した情報及び法令等により公開が義務付けられるものについては、この限りでない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度内において条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、商店街空き店舗活用事業補助金交付決定通知書（第8号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、前条の交付申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

4 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街空き店舗活用事業補助金不交付決定通知書（第9号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、商店街空き店舗活用事業補助金交付申請取下届出書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定通知書の交付を受けた後に取下げを行う場合は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、前項に規定する届出書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の承認申請)

第8条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更する場合は、事前に、商店街空き店舗活用事業変更承認申請書（第11号様式。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、商店街空き店舗活用事業変更承認通知書（第12号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、不適当と認める場合は、商店街空き店舗活用事業変更不承認通知書（第13号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

4 空き店舗改修枠を活用する補助事業者が個人、事業者であって、開業者の入居前に補助対象建築物を第三者に売却する場合又は開業者募集後1年未満に開業者の募集を中止する場合は、事前に商店街空き店舗活用事業廃止等届出書（第14号様式。以下「廃止等届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

5 空き店舗改修枠を活用する補助事業者が商店会であって、事業開始後1年未満で事業を廃止又は移転する場合は、事前に廃止等届出書を市長に提出しなければならない。

6 登録店舗開業枠又は開業支援枠を活用して開業した店舗で、補助事業を中止、開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転又は1年未満で商店会を退会する場合は、事前に廃止等届出書を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前3項までの規定による廃止等届出書を受理したときは、第13条の規定に基づき、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

#### （状況報告）

第9条 補助事業者は、補助金規則第12条の規定に基づき市長から報告を求められた場合は、速やかに、商店街空き店舗活用事業遂行状況報告書（第15号様式）を市長へ提出しなければならない。

#### （事業実績報告）

第10条 補助事業者は、空き店舗改修枠については補助対象建築物の改修等が完了した日、登録店舗開業枠・開業支援枠については開業した日から起算して30日以内又は当該年度終了期日（3月31日）のいずれか早い期日までに、商店街空き店舗活用事業実績報告書（第16号様式。以下「実績報告書」という。）に別表3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は事業内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる。

#### （補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定するものとする。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。

2 市長は、補助金交付額を確定したときは、商店街空き店舗活用事業補助金交付額確定通知書（第17号様式）により、前条の規定による実績報告書を提出した者に対し、その旨を通知するものとする。

#### （補助金交付の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、商店街空き店舗活用事業補助金交付請求書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

#### （補助金の返還等）

第13条 市長は、別表4に掲げる事項のいずれかに該当する場合、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部の取消しを行わないことができるものとする。

(1) 地震、火災などの自然的又は人為的な事象等により、申請者の責めに帰すことができないもの

(2) その他、市長が特にやむを得ないと認めた場合

- 3 市長は、第1項の規定により取消しをした場合は、商店街空き店舗活用事業補助金交付決定取消通知書（第19号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 5 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該返還金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、その交付を一時停止することができるものとする。

（関係書類の保存期間）

第14条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（警察本部への照会）

第15条 市長は、必要に応じ、交付申請者について、第3条第2項第3号から第6号までの該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
（全部改正による要綱廃止）
- 2 横浜市商店街店舗誘致事業補助金交付要綱及び横浜市商店街空き店舗改修事業補助金交付要綱は、廃止する。

別表1（第2条第3号、第3条第1項及び第4条第1項） 補助対象者・対象空き店舗・要件等

申請枠	補助対象者	対象空き店舗	要件	補助率	補助限度額	補助内容
空き店舗改修枠	個人及び事業者（補助対象建築物の所有者である者で、かつ改修に当たって商店会の同意を得ている者）	<p>(1) 横浜市内の商店街に所在する空き店舗であること。ただし、百貨店、駅ビル等の大型商業施設のテナント型店舗は除く。</p> <p>(2) 商店街の主要な道路又は通路から店舗の存在が確認できるもの</p> <p>(3) 補助対象者所有のものであること</p> <p>(4) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと</p> <p>(5) 未登記の建築物でないこと</p>	<p>(1) 交付申請の日から遡って、閉店後1年以上経過している店舗であること</p> <p>(2) 補助対象建築物に係る工事等に、現に着手している建築物でないこと</p> <p>(3) 共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること</p>	1/2	200万円	<p><b>【対象となる店舗改修費】</b></p> <p>(1) 店舗部分と住居部分の分離に関する工事</p> <p>(2) 既存設置物の処分費</p> <p>(3) 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事等及び当該工事と一体で設置する設備</p> <p>(4) 設計費</p> <p><b>【対象とならない店舗改修費】</b></p> <p>(1) 建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事、耐震工事等</p> <p>(2) 店舗部分と住居部分の分離と関連がない住居部分のみの工事</p> <p>(3) 既存設置物を売って対価を得る場合の処分費</p> <p>(4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税</p>
	商店会	<p>(1) 横浜市内の商店街に所在する空き店舗であること。ただし、百貨店、駅ビル等の大型商業施設のテナント型店舗は除く。</p> <p>(2) 商店街の主要な道路又は通路から店舗の存在が確認できるもの</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと</p> <p>(4) 未登記の建築物でないこと</p>	<p>(1) 交付申請の日から遡って、閉店後1年以上経過している店舗であること</p> <p>(2) 補助対象建築物を賃借・改修し、商店街の活性化や来街者の増加を見込む事業を自ら1年以上実施すること</p> <p>(3) 補助対象建築物に係る工事等に、現に着手している建築物でないこと</p>	2/3	200万円	<p><b>【対象となる店舗改修費】</b></p> <p>(1) 店舗部分と住居部分の分離に関する工事</p> <p>(2) 既存設置物の処分費</p> <p>(3) 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事等及び当該工事と一体で設置する設備</p> <p>(4) 設計費</p> <p><b>【対象とならない店舗改修費】</b></p> <p>(1) 建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事、耐震工事等</p> <p>(2) 店舗部分と住居部分の分離と関連がない住居部分のみの工事</p> <p>(3) 商店会の事務所として使用するための改修工事</p> <p>(4) 土地建物の購入費用</p> <p>(5) 既存設置物を売って対価を得る場合の処分費</p> <p>(6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税</p> <p><b>【対象となる備品費】</b></p> <p>(1) 事業実施のために必要であり、店舗内据置と判断できるもの。ただし、1件税抜3万円未満のものについては、消耗品とみなし、補助の対</p>

						<p>象外とする。</p> <p>(2) 使用目的が限定でき、容易に持ち運びができないもの</p> <p><b>【対象とならない備品費】</b></p> <p>(1) リース・レンタルで調達したもの</p> <p>(2) パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの</p> <p>(3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税</p>
登録店舗開業枠	<p>登録店舗かつ商店会の希望する登録業種で開業し、登録時間内を含めた営業をする個人、中小企業、商店会、各種団体（社会福祉法人、NPO法人等）</p>	<p>横浜市商店街空き店舗登録要領に基づいて登録された空き店舗</p>	<p>(1) 1年以上継続して事業を行うことが見込まれ、かつ、原則として週4日以上開設し継続的に運営する事業であること</p> <p>(2) 開業に際して法律に基づく資格等が必要な場合には、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること</p> <p>(3) 開業するエリアの商店会へ加入し、一年以上会員として活動すること。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。</p>	1/1	50万円	<p><b>【対象となる経費】</b></p> <p>店舗賃貸借契約に係る初期費用（敷金・礼金・保証金相当額・前払い家賃等）</p> <p><b>【対象とならない経費】</b></p> <p>(1) 仲介手数料</p> <p>(2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税</p>
開業支援枠	<p>個人、事業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者</p> <p>(2) (公財) 横浜企業経営支援財団の「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する者</p> <p>(3) その他、(1)、(2)と同</p>	<p>(1) 横浜市内の商店街エリアに所在する空き店舗であること。ただし、百貨店、駅ビル等の大型商業施設のテナント型店舗は除く。</p> <p>(2) 商店街の主要な道路又は通路から店舗の存在が確認できるもの</p>	同上	1/1	50万円	

	等の経験があるとして、市長が特に認めた者					
--	----------------------	--	--	--	--	--

(備考)

- 1 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。
- 2 国、県等から同趣旨の補助金を受ける場合は、補助の対象としない。
- 3 開業支援枠の(1)から(2)までは、次のものをいう。
  - (1) 「横浜市特定創業支援等事業」
    - ア 本市が実施する「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者
    - イ 申請期間は、「横浜市特定創業支援等事業」の支援を受けたことを証する証明書の有効期限内とする。
  - (2) 「横浜ビジネスグランプリ」
    - ア (公財)横浜企業経営支援財団が実施する「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する者
    - イ 申請期間は、横浜ビジネスグランプリファイナル選出年度を含む3か年度内とする。

別表2（第5条第1項） 商店街空き店舗活用事業補助金交付申請書添付書類

	申請者	添付書類①	添付書類②（共通）
空き店舗改修枠	個人	(1) 住民票の写し (2) 商店街空き店舗活用事業に係る商店会の同意書兼意見書（第4号様式） (3) 誓約書（第5号様式） (4) 補助対象建築物の登記事項証明書 (5) 市町村民税納税証明書	(1) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式） (2) 空き店舗改修概要書（第3号様式） (3) 補助対象建築物の位置図、平面図、付近見取図及び改修前の写真（3～4枚程度） (4) 補助対象建築物改修費等見積書等 経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し (5) その他市長が必要と認める書類
	事業者	(1) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し (2) 商店街空き店舗活用事業に係る商店会の同意書兼意見書（第4号様式） (3) 誓約書（第5号様式） (4) 補助対象建築物の登記事項証明書 (5) 直近の決算書の写し (6) 市町村民税納税証明書	
	商店会	(1) 空き店舗改修商店会事業概要書（第3号様式の2） (2) 定款又は規約等の写し (3) 会員及び役員名簿の写し (4) 事業の実施、改修の計画を承認する総会等の議事録の写し (5) 補助対象建築物の賃貸借契約書等の写し (6) 直近の決算書、予算書の写し	
登録店舗開業枠／開業支援枠		(1) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式） (2) 事業概要書（第6号様式） (3) 個人にあつては住民票、法人にあつては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあつては定款又は規約等の写し (4) 市町村民税納税証明書 (5) 賃貸借契約書の写し (6) 店舗賃貸借契約に係る初期費用等の支払領収書の写し。ただし、支払領収書の徴収が困難なものについては、振込金受取書の写しなど支払いを証明できる証書の写し (7) 商店会との覚書（第7号様式）の写し (8) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し (9) 商店会が行う申請の場合、事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録の写し (10) その他、市長が必要と認める書類 ※（7）及び（8）の書類については、申請時点で未取得の場合は省略可	

別表3 (第10条) 商店街空き店舗活用事業実績報告書添付資料

<p>1. 空き店舗改修枠</p>	<p>(1) 事業実施概要報告書(第16号様式の2)                  (2) 補助対象建築物の改修等に係る契約書の写し                  (3) 補助対象建築物の改修費等の債務が確定していることを証する書類(領収書等)の写し                  (4) 補助対象建築物の改修後等の写真を添付した書類                  (5) 補助事業者が個人、事業者にあつては、事業実績報告時に補助対象建築物に開業者が未だ入居しておらず、開業者を募集している場合、それを証明できる書類(不動産情報、テナント募集の写真等)又は補助対象建築物に開業者が入居したことを証明できる書類(賃貸借契約書の写し等)。                  (6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>2. 登録店舗開業枠 ／開業支援枠</p>	<p>(1) 事業実施概要報告書(第16号様式の3)                  (2) 店舗開店を確認できる写真、案内チラシ等                  (3) 商店会との覚書(第7号様式)の写し                  (4) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し                  (5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※(3)及び(4)の書類については、交付申請時に添付している場合は省略可</p>

別表4 (第13条第1項) 補助金交付決定の取消事由

<p>1. 空き店舗改修枠</p>	<p>(1) 補助事業者が個人又は事業者であつて、原則として、補助対象建築物の改修が完了した日から30日以内に開業者の募集を開始しない場合若しくは開業者の入居前に補助対象建築物を第三者に売却する場合又は開業者の募集開始後1年未満で募集を中止する場合                  (2) 補助事業者が個人又は事業者であつて、開業者を募集開始後、1年を超えても開業者が入居していない場合。なお、開業者が、補助対象建築物の所有者と同一世帯にある者又は申請事業者の役員等である者の場合、これを開業者とは認めない。                  (3) 補助事業者が商店会であつて、事業開始後1年未満で事業を廃止又は移転する場合                  (4) 補助対象建築物について建築関係法令に係る違反是正命令が出された場合                  (5) 補助事業者が第3条の要件を満たさなくなった場合                  (6) 補助金規則第19条の規定のいずれかに該当する場合</p>
<p>2. 登録店舗開業枠 ／開業支援枠</p>	<p>(1) 登録店舗開業枠又は開業支援枠を活用して開業した店舗で、補助事業を中止、開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転又は1年未満で商店会を退会する場合                  (2) 補助事業者が第3条の要件を満たさなくなった場合                  (3) 補助金規則第19条の規定のいずれかに該当する場合</p>

## 商店街空き店舗活用事業補助金交付申請書

（申請先）

横 浜 市 長

申 請 者 〳  
住 所  
団 体 名  
役 職 名  
ふ り が な  
代 表 者 氏 名  
(TEL )

商店街空き店舗活用事業補助金の交付を受けたいので、横浜市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 添付書類

裏面のとおり

商店街空き店舗活用事業補助金交付申請書添付書類

	申請者	添付書類①	添付書類②（共通）
空き店舗改修枠	個人	(1) 住民票の写し (2) 商店街空き店舗活用事業に係る商店会の同意書兼意見書（第4号様式） (3) 誓約書（第5号様式） (4) 補助対象建築物の登記事項証明書 (5) 市町村民税納税証明書	(1) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式） (2) 空き店舗改修概要書（第3号様式） (3) 補助対象建築物の位置図、平面図、付近見取図及び改修前の写真（3～4枚程度） (4) 補助対象建築物改修費等見積書等 経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し (5) その他市長が必要と認める書類
	事業者	(1) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し (2) 商店街空き店舗活用事業に係る商店会の同意書兼意見書（第4号様式） (3) 誓約書（第5号様式） (4) 補助対象建築物の登記事項証明書 (5) 直近の決算書の写し (6) 市町村民税納税証明書	
	商店会	(1) 空き店舗改修商店会事業概要書（第3号様式の2） (2) 定款又は規約等の写し (3) 会員及び役員名簿の写し (4) 事業の実施、改修の計画を承認する総会等の議事録の写し (5) 補助対象建築物の賃貸借契約書等の写し (6) 直近の決算書、予算書の写し	
登録店舗開業枠／開業支援枠		(1) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式） (2) 事業概要書（第6号様式） (3) 個人にあつては住民票、法人にあつては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあつては定款又は規約等の写し (4) 市町村民税納税証明書 (5) 賃貸借契約書の写し (6) 店舗賃貸借契約に係る初期費用等の支払領収書の写し。ただし、支払領収書の徴収が困難なものについては、振込金受取書の写しなど支払いを証明できる証書の写し (7) 商店会との覚書（第7号様式）の写し (8) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し (9) 商店会が行う申請の場合、事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録の写し (10) その他、市長が必要と認める書類 ※（7）及び（8）の書類については、申請時点で未取得の場合は省略可	

## 代表者・役員等氏名一覧表

年 月 日現在の代表者・役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
代表者					

※ 法人格を持たない団体にあつては、代表者以外の記載は不要

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

住所

氏名

〔 法人、各種団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者氏名 〕

空き店舗改修概要書

1 申請者の概要

ふりがな 会社名・商店会名		設 立 日 *	年 月 日
資本金（出資金）*		従 業 員 数 *	名 (うちパート・アルバイト：名)
ふりがな 代 表 者 氏 名		連 絡 先	
所 在 地	〒		

\*は事業者の場合のみ記載

2 建築物概要

所 在 地		閉店時期 (店舗として使用しなくなった時期)	年 月
店 舗 面 積		建 物 構 造	
建 築 年		階 数	階建
沿線・最寄駅		徒歩・バス	

3 空き店舗改修工事等内容

店 舗 改 修 工 事 等 内 容			
スケジュール	改修工事等契約日 ( 予 定 )	年 月 日	
	工 事 期 間 ( 予 定 )	年 月 日 ~ 年 月 日	
	施 工 業 者 名 ( 予 定 )		
	開 業 者 募 集 開始日 (予定)	年 月 日	
当 該 補 助 金 以 外 の 補 助 金 申 請 の 有 無	<input type="checkbox"/> 当該補助金以外の補助金を受けている (※) <input type="checkbox"/> 当該補助金以外の補助金を申請中又は申請予定 (※) <input type="checkbox"/> 当該補助金以外の補助金は受けていない、かつ受ける予定もない ※補助金名及び支給団体名：		

4 資金計画

(単位：円)

(1) 収入の部		
区分	予算額	備考
自己資金（会費）		
金融機関借入		
親族等からの借入・出資		
その他		
合計（A）		
(2) 支出の部（見積書の添付があるもののみを記載。また予算額は税込）		
区分	予算額	備考
店舗改修費		
備品費 （商店会の場合のみ）		
合計（B）		

同額

※ (A) = (B) になるように予算額を記載します

【横浜市記載欄】

(単位：円)

費目	補助対象経費		補助金算出額
	消費税込	消費税抜	
店舗改修費			<b>【個人、事業者】</b> (C) × 1/2 = (千円未満切捨て)
備品費			<b>【商店会】</b> (C) × 2/3 = (千円未満切捨て) ※補助限度額 2,000,000円
合計	(C)	(D)	(E) ,000円

空き店舗改修商店会事業概要書

1 事業内容

商品構成、 事業内容等	
事業開始予定日	年      月      日
営業日・時間	

2 維持管理に関する資金計画（事業開始から12か月の月平均）

（単位：円）

		費目	金額	備考
収 入		売上		
		会費		
		その他		
		合計（A）		
支 出		家賃		
		人件費		
		その他（光熱水費、消耗品費等）		
		合計（B）		

同  
額

※（A）＝（B）

## 商店街空き店舗活用事業に係る商店会の同意書兼意見書

(提出先)

横 浜 市 長

(提出者)

住 所 〒

商店会名

役 職 名

ふりがな

代表者氏名

(TEL )

横浜市空き店舗活用事業補助金について、次のとおり同意書兼意見書を提出します。

**【申請者の概要（申請者の方が記入してください）】**

(1) 申請者・申請事業者名 \_\_\_\_\_

(2) 住所 〒 \_\_\_\_\_

(3) 改修する建築物の所在地 〒 \_\_\_\_\_

1 補助事業実施についての同意

当該申請者が建築物を改修すること及び改修後に開業者が入居した場合に、開業者が当商店会に会員として加入することについて、同意します。

2 開業する店舗についての希望事項等

**【業種】** 該当するものに✓を付けてください（複数可）

飲 食 業       物 販       サ ー ビ ス       そ の 他

( )

**【細目】** 上記業種のうち、特に希望の細目があればご記入ください。

( )

**【営業時間】** 希望する場合のみ✓をつけてください       日中(※)も営業することが条件

※1日中とは10時から16時をいいます。

3 商店街情報

店 舗 数		会 費	
-------	--	-----	--

4 その他

--

※当同意書兼意見書は、開業業種、会員加入を確約するものではありません。

## 誓約書

(申請先)  
横浜市 市長

(提出者)  
住所 〒

団体名

役職名

ふりがな

代表者氏名

(TEL )

横浜市商店街空き店舗活用事業補助金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 対象となる建築物が、交付申請日から遡って1年以上、店舗として使用していない建築物であること。
- 2 対象となる建築物が、建築当時に建築基準法等その他建築関係法令に則して建築された建築物であること。
- 3 原則として、対象となる建築物の改修等が完了した日から30日以内に開業者を募集し、募集開始から1年以内に開業者が入居するよう本件事業を進めること。
- 4 原則として、対象となる建築物の改修等が完了した日から、速やかに横浜市商店街空き店舗登録要領に基づく登録申請を行うこと。
- 5 対象となる建築物に開業者が入居した場合、速やかに所在する商店会に加入するよう促すこと。

以上



(4) 開業に必要な資金の調達と使途

ア 開業に必要な資金の調達と使途

(単位：円)

資金調達方法 (収入)		資金使途 (支出)	
項目	金額	項目	金額
自己資金		店舗賃貸借における 初期費用	
金融機関借入		改装費・備品費	
親族からの借入・出資		その他運転資金	
合計 (A)		合計 (B)	

※ (A) = (B)

同額になります

イ 収支計画 (開業から 12 か月間の平均月額)

(単位：円)

費目		金額	積算根拠
売上高①			【売上高】
売上原価 (仕入高) ②			
売上総利益 (③=①-②)			
経 費	家賃		【原価率】
	人件費 (※)		
	水道光熱費		【人件費】
	その他 (消耗品費等)		
	小計④		
営業利益 (③-④)			

※個人営業の場合、事業主の分は含めません。

【横浜市記載欄】

(単位：円)

費目	補助対象経費		補助金算出額
	消費税込	消費税抜	
店舗賃料			(B) = (千円未満切捨て)  ※補助限度額 登録店舗開業枠：50 万円 開業支援枠：50 万円
敷金・礼金			
保証金			
その他			
合計	(A)	(B)	(C) , 000 円

## 覚 書

商店街空き店舗活用事業の実施に伴い、甲乙間において、次のとおり合意する。

本事業は、商店街の空き店舗を解消し、商店会の活性化と市民生活の向上が期待されるものであるので、事業を実施するにあたり、甲と乙は互いに商店会の活性化に向けて協力し合うこととする。

上記のとおり甲乙間において合意したので、本覚書を2通作成し各自で保有する。

年 月 日

(甲) (商店会 署名押印)

住 所

商 店 会 名

役 職

代 表 者 名

印

(乙) (申請者 署名押印)

住 所

団 体 名

役 職

氏 名

印

以上

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街空き店舗活用事業補助金交付については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

### 1 補助金交付予定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

### 2 交付条件

- (1) この補助金は、横浜市商店街空き店舗活用事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助対象事業の内容を変更する場合は速やかに商店街空き店舗活用事業変更承認申請書（第11号様式）を市に提出し、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助対象事業を中止する場合は速やかに商店街空き店舗活用事業廃止等届出書（第14号様式）を提出してください。
- (4) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
  - ア 横浜市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき
  - イ 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき
  - ウ 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
  - エ 登録店舗開業枠又は開業支援枠を活用して開業した店舗で、補助事業を中止、開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転又は1年未満で商店会を退会する場合
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。

### ＝空き店舗改修枠＝

- (7) 補助対象建築物の改修等が完了した日から起算して30日以内又は当該年度終了期日（3月31日）のいずれか早い期日までに、商店街空き店舗活用事業補助金実績報告書（第16号様式）を提出してください。

### ＝登録店舗開業枠・開業支援枠＝

- (8) 開業した日から起算して30日以内又は当該年度終了期日（3月31日）のいずれか早い期日までに、商店街空き店舗活用事業実績報告書（第16号様式）を提出してください。
- (9) 補助対象事業について、申請した業種又は商店街団体が承認する業種かつ登録された時間を含めた営業を、定められた事業継続期間（1年間）、継続してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗活用事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街空き店舗活用事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当 :

TEL :

FAX :

商店街空き店舗活用事業補助金交付申請取下届出書

(届出先)

横 浜 市 長

(提出者)

住 所 〒

商 店 会 名

役 職 名

ふ り が な

代 表 者 氏 名

(TEL )

年 月 日をもって申請した商店街空き店舗活用事業補助金交付申請を次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

## 商店街空き店舗活用事業変更承認申請書

(申請先)

横 浜 市 長

(提出者)

住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代 表 者 氏 名

(TEL )

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街空き店舗活用事業について、次のおり変更したいので承認いただきたく、横浜市空き店舗活用事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の時期

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

様

横浜市長

印

### 商店街空き店舗活用事業変更承認通知書

年 月 日に申請がありました 年度商店街空き店舗活用事業の変更について、  
次のとおり承認しましたので通知します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更の時期

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

担 当 :

TEL :

FAX :

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗活用事業変更不承認通知書

年 月 日に申請がありました 年度商店街空き店舗活用事業の変更について、  
次のとおり不相当と判断し承認しませんので通知します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 不承認理由

担 当 :

TEL :

FAX :

## 商店街空き店舗活用事業廃止等届出書

(申請先)

横 浜 市 長

(提出者)

住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代 表 者 氏 名

(TEL )

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街空き店舗活用事業について、次のとおり（中止・廃止・移転・商店会からの退会）したいので、横浜市空き店舗活用事業補助金交付要綱第 8 条（第 4 項・第 5 項・第 6 項）の規定に基づき届け出ます。

- 1 （中止・廃止・移転・商店会からの退会）の理由
  
- 2 （中止・廃止・移転・商店会からの退会）の時期

## 商店街空き店舗活用事業遂行状況報告書

(報告先)

横 浜 市 長

(提出者)

住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代表者氏名

(TEL )

年 月 日に事業開始した商店街空き店舗活用事業について、次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの事業遂行状況を報告します。

### 1 事業遂行状況について

### 2 添付書類

(1) 直近の決算書

(2) その他、市長が必要と認める書類

## 商店街空き店舗活用事業実績報告書

(報告先)  
横 浜 市 長

(提出者)  
住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代表者氏名

(TEL )

年 月 日 第 号で補助金交付決定を受けた商店街空き店舗活用事業について、横浜市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて事業実績を報告します。

### 1 補助金交付確定申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

### 2 添付書類

空き店舗改修枠	(1) 事業実施概要報告書 (第 16 号様式の 2)。 (2) 補助対象建築物の改修等に係る契約書の写し。 (3) 補助対象建築物の改修費等の支払いが確定していることを証する書類 (領収書等) の写し。 (4) 補助対象建築物の改修後等の写真を添付した書類。 (5) 補助事業者が個人、事業者にあつては、事業実績報告時に補助対象建築物に開業者が未だ入居しておらず、開業者を募集している場合、それを証明できる書類 (不動産情報、テナント募集の写真等) 又は補助対象建築物に開業者が入居したことを証明できる書類 (賃貸借契約書の写し等)。 (6) その他市長が必要と認める書類。
登録店舗開業枠 ／開業支援枠	(1) 事業実施概要報告書 (第 16 号様式の 3)。 (2) 店舗開店を確認できる写真、案内チラシ等。 (3) 商店会との覚書 (第 7 号様式) の写し。 (4) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し (5) その他市長が必要と認める書類。 ※(3)及び(4)の書類については、交付申請時に添付している場合は省略可

事業実施概要報告書【空き店舗改修枠】

1 改修工事概要

店舗所在地	〒		
店舗面積		建物構造	
建築年		階数	階建
改修工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
改修工事内容			
改修後の写真	別添		
開業者募集 開始日	年 月 日 (申請者が個人、事業者のみ記載)		
開業者募集にあ たったの取組	(申請者が個人、事業者のみ記載)		

----- 【以下は、申請者が商店会の場合のみ記載してください】 -----

2 事業概要

商店会名			
店舗名称			
事業開始日	年 月 日	業種	
商品構成、 事業内容等			
営業日・時間			
その他			

事業実施概要報告書【登録店舗開業枠／開業支援枠】

1 実績概要

店 舗 名 称			
店 舗 所 在 地			
業 種		開店日	
営 業 時 間		定休日	
店舗賃貸借に係る初期費用等の額	円 【内訳】		
従 業 員 数 （内家族数）	正社員 名（ 名）／パート・アルバイト 名（ 名）		
その他 ・メニュー ・販売品目 ・サービス内容 ・価格 等			

2 精算

補助金交付申請額（A）	円
受取補助金額（B）	円
差引き（A）－（B）	円

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗活用事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告がありました商店街空き店舗活用事業については、次の条件を付して補助金額を確定しましたので通知します。

### 1 補助金交付確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

### 2 交付条件

- (1) この補助金は、商店街空き店舗活用事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助対象事業について、申請した業種又は商店街団体が承認する業種かつ登録された時間を含めた営業を、定められた事業継続期間（1年間）、継続してください。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部を取消し、既に交付した補助金の全部の返還を求めることがあります。
  - ア 横浜市内商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき
  - イ 虚偽の申請、報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき
  - ウ 登録店舗開業枠又は開業支援枠を活用して開業した店舗で、補助事業を中止、開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転又は1年未満で商店会を退会する場合
  - エ 空き店舗改修枠の補助事業者が個人又は事業者であって、補助対象建築物の改修が完了した日から30日以内に開業者の募集を開始しない場合若しくは開業者の入居前に補助対象建築物を第三者に売却する場合又は開業者の募集開始後1年未満で募集を中止する場合
  - オ 空き店舗改修枠補助事業者が商店会であって、事業開始後1年未満で事業を廃止又は移転する場合
- (4) この補助金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し又は報告を求めることがあります。
- (5) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、補助事業に係る関係諸表、当該収入及び支出についての書類を整備、保管してください。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

商店街空き店舗活用事業補助金交付請求書

(請求先)  
横浜市 長

(提出者)  
住 所 〒

商店会名

役 職 名

ふりがな

代表者氏名

ⓐ

(TEL

)

年 月 日 第 号で交付額確定通知のありました商店街空き店舗活用事業の補助金を請求します。

補助金交付請求額 ￥ . 一

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀 行 信用金庫		支 店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 請求書と口座名義人が異なる場合は、次に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団体名等名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⓐ

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗活用事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定しました、商店街空き店舗活用事業補助金については、次の理由により補助決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消の理由

担 当：  
TEL：  
FAX：